

千葉アイススケート場 指定管理者募集要項

平成25年5月27日
千葉市

<目次>

1	指定管理者募集の趣旨	P. 2
2	募集要項等の定義	P. 2
3	公募の概要	P. 3
4	管理対象施設の概要	P. 4
5	指定管理者が行う業務の範囲	P. 4
6	市の施策等との関係	P. 4
7	指定管理者の公募手続	P. 6
8	応募に関する事項	P. 9
9	経理に関する事項	P. 14
10	審査選定	P. 15
11	関係法規	P. 17
12	その他	P. 17

<募集要項等に対する問合せ先>

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号(8階)

電話043(245)5969 FAX 043(245)5994

Eメール sports.CIL@city.chiba.lg.jp

1 指定管理者募集の趣旨

千葉市（以下「市」という。）では、千葉アイススケート場の管理に指定管理者制度を導入しています。

このたび、市では平成26年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が満了となることに伴い、平成26年4月1日からの指定管理者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

〔参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2抜粋〕

第1項及び第2項（略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 募集要項等の定義

本募集要項は千葉アイススケート場の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。なお、本募集要項に併せて配布する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

- （1）管理運営の基準：市が指定管理者に要求する具体的な管理運営の基準を示すもの
- （2）設備・備品等設置業務仕様書：市が指定管理者に要求する設備・備品等の設置に関する条件等を示すもの
- （3）様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの
- （4）基本協定書（案）：市と指定管理者で締結する業務の具体的な内容を示すもの

3 公募の概要

(1) 管理対象施設

千葉アイススケート場（愛称：アクアリンクちば）（以下「本施設」という。）

(2) 指定期間

平成26年4月1日～平成36年3月31日

(3) 業務の内容

指定期間内の本施設の管理業務（詳細は、「管理運営の基準」による。）

(4) 選定の手順

公募から選定までの手順については、以下のとおりです。

千葉市市民局指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。7ページ参照）における審査を経て、第1順位から第3順位までの法人等を選定します。ただし、第1順位の法人等との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の法人等と順次協議を行います。

1	募集要項等の発表・配布	平成25年5月27日(月)～
2	募集要項等に関する説明会、現地見学会	平成25年6月10日(月)
3	募集要項等に関する質問の受付	平成25年6月10日(月) ～平成25年6月14日(金)
4	募集要項等に関する質問の回答	平成25年6月21日(金)（予定）
5	指定申請書の提出（締切）	平成25年6月24日(月) ～平成25年6月28日(金)
6	失格者への通知	平成25年7月上旬（予定）
7	選定評価委員会によるヒアリング、選定（書類審査）の実施（ヒアリングについては必要に応じて実施）	平成25年7月下旬 ～平成25年8月上旬（予定）
8	選定結果の通知	平成25年8月中旬（予定）
9	仮協定の締結	平成25年8月下旬（予定）
10	指定議案の提出 (平成25年第3回定例会)	平成25年9月（予定）
11	指定管理者の指定・協定の締結	平成25年10月（予定）

4 管理対象施設の概要

(1) 設置目的

千葉アイススケート場設置管理条例（平成16年千葉市条例第34号）第1条では、「スポーツの振興及び市民の健康の増進を図るため、本施設を設置する」としています。したがって、本施設は、市民の誰もが、いつでも、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション機会の確保・充実を図ることにより、市民一人ひとりの健康の維持・増進、体力の向上に寄与した施設となっています。

(2) 本施設の特徴及び概要

「管理運営の基準」を参照。

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、本施設の管理運営（それに付随する設備・備品等の設置及び管理を含む。）とします（詳細は「管理運営の基準」を参照。）。

6 市の施策等との関係

指定管理者は、公の施設に関する業務を市に代わって行います。したがって、市の施策については、市と同様に行うことが求められます。

(1) 施策理解

本施設の所有者である市の施策を理解の上、施設の管理運営及び自主事業を実施することを基本とします。これは、市の実施する各種事業に対し協力することはもちろん、事業を市と共催する提案を拒むものではありません。しかしながら、事業の実施や施設の維持管理について追加経費の支払を担保するものではありません。

(2) 市の事業利用

本施設は、市主催のスポーツ教室や市民スポーツ大会の開催等の市民利用を予定しています。

【平成24年度に実施した主な行事等】

- ・ 夏期スポーツ教室（キッズアイススケート教室）
（実施日時：平成24年8月21日～8月24日 9:30～10:30、10:45～11:45）
- ・ 2013年千葉市民スケート大会
（実施日時：平成25年3月17日 16:30～18:30）

(3) 市内産業の振興

本施設の管理を行うに際し、その一部を第三者に委託し、又は請負わせる等の場合は、原則として市内業者を対象とし、必要に応じ準市内業者、市外業者と対象を拡大していくものとします。

（注）「市内業者」＝千葉市内に本店又は主たる事務所を有する者

「準市内業者」＝千葉市内に支店・営業所等を有する者

（例）警備業務、清掃業務、樹木剪定業務、修繕業務、資材購入 など

(4) 市内雇用への配慮

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して千葉市民の雇用を図るよう配慮してください。

(5) 障害者雇用の確保

指定管理者が市の管理代行者である以上、一定の公的責任が問われます。

指定管理者は、新たに発生する雇用については、率先して千葉市民の雇用を図る必要があります。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守することはもとより、5に規定する業務の実施に際して、率先して障害者雇用の促進する必要があります。

(6) 男女共同参画社会の推進

千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）では、千葉市は、すべての市民が男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指すとしています。

指定管理者にも、性別にとらわれない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組といった、男女が働きやすい職場環境の整備が求められます。

(7) 環境への配慮

千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）では、千葉市は環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めるとしています。

指定管理者にも、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料の利用や、環境に配慮した役務の提供等の具体的な取組が求められます。

(8) 災害時の対応

災害対応設備は、災害時にその機能を発揮できるよう、常に適切な維持管理を行うものとします。なお、大規模災害時には、募集要項等に定めていない事項についても、市の指示に従っていただきます。

(9) 暴力団の排除

指定管理者は、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）に基づく事業者の責務を果たすほか、指定管理者の業務から暴力団を排除するために必要な措置を講ずるものとします。

7 指定管理者の公募手続

指定管理者の選定の手順については、3 ページにあるとおりです。

ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間等」という。）に受け付けます。

（1）募集要項等に関する説明会（現地説明会を含む。）

募集要項等に関する説明会を平成25年6月10日（月）に行います。

ただし、説明会会場での「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

本説明会では、会場において本施設に関する詳細図面を閲覧することができます。なお、詳細図面については、本説明会終了後、応募書類等の提出締切日までの間、問合せ先（最終ページ参照）において閲覧することができます。閲覧は、開庁時間等にできることとします。

詳細図面の貸出はいたしません。

説明会について（現地説明会を含む。）

開 催 日：平成25年6月10日（月）

時 間：14時00分から16時00分まで

場 所：千葉アイススケート場（愛称：アクアリンクちば）1階会議室

集合時間：13時30分

参加人数：各団体2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各構成団体につき2名以内とします。

参加申込：説明会に参加を希望する団体については、6月7日（金）17時までに出席する旨を問合せ先（最終ページ参照）まで、原則Eメールにて申込みください。（FAX、電話不可）

駐 車 場：あり（無料）

そ の 他：当日は、本施設受付まで直接お越しください。

（2）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問書を以下のとおり受け付けます。（様式集参照）

なお、原則として、質問できる者は説明会参加者に限ります。（それ以外の者からの質問に対しては、回答しない場合があります。）

受付期間：平成25年6月10日（月）から6月14日（金）17時まで

（上記期間内に質問がなされない場合、回答できない場合があります。）

提出場所：問合せ先（最終ページ参照）に同じ

提出方法：質問書の受付は、原則Eメールによるものとします。（FAX、電話不可）

(3) 募集要項等に関する質問の回答

質問に対する回答は、千葉市ホームページのスポーツ振興課のページで行います。
また、同ページでは質問書の書式もダウンロードできます。

HPアドレス：<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/sports/>

回答日：平成25年6月21日（金）（予定）

(4) 応募書類の提出

応募書類（10ページ参照）を以下のとおり受け付けます。

受付期間：平成25年6月24日（月）から6月28日（金）の開庁時間等

提出場所：問合せ先（最終ページ参照）に同じ

提出方法：応募書類を上記の提出場所に直接持参してください。

なお、提出方法は直接持参に限り、郵送・FAX・Eメール等による提出は、お断りします。また、別に定める書式以外の書類についても、お断りします。

(5) 選定評価委員会によるヒアリングの実施

ア ヒアリング

開催日時：平成25年7月下旬～8月上旬（予定）

開催場所：後日連絡します。

留意事項：・必要に応じてヒアリングを実施します。
・実施方法については、その都度通知します。

イ 選定評価委員会について

(ア) 委員会名 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会（スポーツ部会）

(イ) 所掌事務 応募者の中から指定管理予定候補者の選定を行います。

(ウ) 委員構成 財務、法務その他の学識経験を有する者等の外部委員5人で組織します。

(エ) その他 選定評価委員会の会議は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第25条（会議の公開）の規定により、原則公開で開催されますが、同条ただし書の規定に該当する場合には非公開となります。

(6) 選定結果の通知

選定結果は、選定終了後、応募者全員（共同事業体にあつては、代表企業団体）に対して速やかに文書で通知します。

また、文書発送後、応募者名、選定経緯及び選定結果は、市ホームページにより公表します。

(7) 仮協定の締結

市は、第1順位の法人等と細目協議を行い、協議成立後、指定管理予定候補者として仮協定を締結します。

第1順位の法人等との交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は、第2順位、第3順位の法人等と順次協議を行います。

なお、仮協定締結までの期間に8(4)に掲げる失格となる事項に該当することとなった場合には、仮協定を締結しません。また、仮協定の締結後に失格となる事項に該当することとなった場合には、軽微な事由と認めるときを除き、指定管理者の指定は行いません。

(8) 指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結

仮協定締結後、平成25年第3回千葉市議会定例会の議決を経て、市は指定管理予定候補者を指定管理者として指定し、協定書を締結します(*)。協定書の内容は、別添資料のとおりです。

なお、千葉市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、応募者が千葉アイススケート場指定管理業務を実施するために支出した費用(準備行為を含む。)、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

*協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の可否については、個別に税務署に確認していただくようお願いいたします。

8 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募をする者は、千葉アイススケート場の管理運営を行う能力・ノウハウを有する団体で、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

ア 法人、共同事業体その他の団体であること。（株式会社、任意団体等組織形態は問わない。）

イ 市から指名停止処分を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われていないこと。

カ 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 共同事業体での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）での応募も可能です。共同事業体として応募する場合には、必ず代表企業・団体や責任割合を明記した書類を市に提示しなければなりません。

選定中及び選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。

(3) 重複提案の禁止

1 法人等1応募とし、複数の応募はできません。ただし、応募に係る単独団体、共同事業体の構成団体のいずれでもないことを前提に、応募者それぞれが発注する業務の委託予定先となることは可能です。

(4) 失格

申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。

イ 指定申請書に添付する収支予算書において、指定期間全体の収支額が赤字となっているとき（ただし、各事業年度における一時的な収支額の赤字計上は可とします。）。

ウ 複数の異なる応募書類を提出したとき。

エ 選定評価委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触をした事実が認められたとき。

オ 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

カ 提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき。

(5) 応募書類

以下の書類を提出してください。

ア 指定申請書 1部

千葉アイススケート場管理規則様式第20号により作成してください。

なお、共同事業体の場合は、共同事業体構成員表（及び責任割合がわかるもの（構成員間での契約書など））を提出してください。その際、代表企業への委任状を添付してください。

【添付資料】（応募書類の詳細については、様式集を参照）

(ア) 指定申請の日に属する事業年度の前年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（損益計算書の「当期純利益」、貸借対照表の「繰越利益剰余金」において、赤字を計上している場合は、直近3年分の比較損益計算書及び貸借対照表も提出）。

ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録

(イ) 経営規模等総括表

(ウ) 応募書類の公表に関する意向証明書（兼同意書）

(エ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類、及び法人にあつては当該法人の登記事項証明書

(オ) 役員（代表者又は管理者の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

(カ) 納税証明書

a 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者

千葉市税の完納証明書

法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

b 上記以外の者

法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

(キ) 印鑑証明書

(ク) 業務経歴書

(ケ) 技術者経歴書

(コ) 特記事項書

(サ) 障害者雇用率の達成状況及び障害者雇用納付金の納付状況に関する資料

(シ) 誓約書

* 共同事業体の場合には、構成者すべてについて上記（ア）～（シ）の書類を添付してください。

イ 提案書 20 部及び当該提案書の入った CD-R 一式

(ア) 千葉アイススケート場管理規則第 12 条に定めるところにより、指定申請書に添付する指定期間に属する各年度における本施設の管理に係る応募書類を別添様式集に定めるところにより作成してください。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

提案書の紙質等については特に指定はありませんが、様式集に示す提案書様式第 1 号から第 36 号により作成し、両面印刷で A4 縦の簡易な製本にしてください。

(イ) 提案書の作成に当たっては、文章による表現を基本とします。また、文章を補足するための図表を用いることはかまいません。なお、書体は MS 明朝、文字サイズは 10.5 ポイントを基本として作成してください。

(ウ) 提案書の提出に合わせて、提案書のデジタルデータを CD-R に保存し提出してください。なお、デジタルデータは、原則として提案書様式第 1 号～第 33 号にあつては、マイクロソフト社製 word、提案書様式第 34 号～第 36 号にあつては、マイクロソフト社製 Excel により作成してください。

(エ) 提案書様式第 1 号～第 33 号までの枚数は合計 71 枚以内としてください。また、各様式の枚数制限を遵守してください。

ウ ヒアリング資料

提案書をもとに行いますので、新たな資料作成等は原則不要です。

(6) 留意事項

ア 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を問合せ先（最終ページ参照）までご連絡ください。

イ 応募の取下げ

構成団体の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（関係様式第 4 号）を提出してください。

提出場所：問合せ先（最終ページ参照）に同じ

ウ 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提案書に不備があった場合の採点方法

提案書が提案書様式第1号～様式33号までの制限枚数、もしくは各様式の制限枚数を超えている場合など不備が生じている項目については、該当項目の採点・配点はいりません。

また、提案書様式及び提案書様式で指定する書類以外の提案書類の提出は一切認めません。提出があった場合には、その応募を無効とする場合があります。

オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。

カ 応募書類の取扱い

(ア) 応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(イ) 提出された応募書類は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

(ウ) 以上のほか、応募書類に記載された内容は、市が支障があると判断した場合又は事項以外は、公表されるものとします。市は、選定内容の公表、市議会における議案の審査等の機会において、積極的に応募書類に記載された内容を公表することとします。

(エ) 応募者の応募時の同意を条件として、市は、応募書類の記載内容を公表する際には、応募書類に記載された応募者の利害関係情報（＊）についても、秘匿せずに公表します。なお、利害関係情報の公表に同意しない応募者には、全面公表が可能な（利害関係情報と考える情報を除いた）「応募書類の概要書」を別途作成し、提出していただきます。

＊「利害関係情報」とは、応募者に関する情報であって、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものをいいます。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(7) 保険

指定管理者は、その分担するリスクに応じて、適切な保険に加入することとなります。

なお、その一つである施設賠償責任保険については、指定管理者特約条項を付帯し、指定管理者を記名被保険者、市が追加被保険者、利用者等を保険金請求者として加入することとします。このことにより、当該保険からの保険金支払によって、被害者への損害賠償責任や市からの求償に対応することを原則とします。

必要となる各種保険料は、指定管理者が全額負担するものとし、保険等への加入行為・申請等も、指定管理者が行うものとします。なお、加入・申請に当たって、所有者の証明書等が必要な場合は、市がこれを貸与・準備します。

【市が本施設に関し加入している保険】

- ・市有物件建物総合損害共済（管財課）
- ・全国市長会市民総合賠償補償保険（市民自治推進課）

【現指定管理者が加入している保険】

- ・総合賠償責任保険

(8) その他

ア 説明会・現地見学等、定められた機会を除き、応募のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。

イ 市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・公知となっている情報
- ・第三者により合法的に入手できる情報

9 経理に関する事項

本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とします。（自らが企画・実施する各事業の収入等についても自らの収入とすることができます。）

（１）指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

市が千葉アイススケート場設置管理条例で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て定めることができます。なお、千葉アイススケート場設置管理条例第１４条の減免規定の詳細な基準については、管理運営の基準を参照してください。

イ 自主事業による収入

「管理運営の基準」に示す条件のもと、指定管理者は自ら興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得られます。

ただし、興行主（指定管理者が自ら興行主となることも可能）は、利用料金を指定管理者に、または、利用料金以外の行政財産の使用料が必要な場合にあっては、所定の手続後、所定の使用料を市に支払うことになります。

【補足１】指定管理委託料について

本施設は利用料金収入及び自主事業による収入のみで管理運営が十分可能であると判断するため、市は指定管理委託料を支払いません。

【補足２】自動販売機設置に伴う収入について

本施設の自動販売機設置に伴う収入（利益）については、平成２６年３月３１日までの指定期間では指定管理者の収入としていましたが、平成２６年４月１日以降は市の公募貸付による自動販売機設置とするため、指定管理者の収入とはなりません。

（２）指定管理者の管理経費として見込まれるもの

ア 人件費（退職給与引当金含む）

イ 事務費（旅費、消耗品費、食料費、燃料費等）

ウ 管理費（施設管理費、清掃費、設備機器管理費、修繕料等）

（注）当該事業により発生する公租公課（例：事業所税）は、協定書に別段の定めがある場合を除き、指定管理者の負担となりますので、事前に調査が必要です。

（３）口座の管理

指定管理者としての業務に関し発生する利用料金及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理してください。

(4) 利益の還元（剰余金の取扱い）について

ア 還元額

指定管理者は、毎年度、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を、市に還元するものとします。

なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

イ 還元方法

市との協議に基づき、次のいずれかの方法により還元するものとします。

(ア) 次年度以降の利用料金を減額する方法

(イ) 市の発行する納入通知書により市に納付する方法

10 審査選定

(1) 第1次審査

応募資格（9ページ参照）を満たしているかを審査します。

なお、第1次審査終了時点から協定締結までの期間に応募資格を満たさなくなった場合には、原則として指定管理者の指定は行いません。

(2) 第2次審査

応募内容を以下の基準により審査し、本施設を最も適切に管理することができると認める法人等を選定します。

選定に当たっては、選定評価委員会に諮問し、その答申内容を尊重して、選定を行います。

ア 市民の平等な利用を確保するものであること

イ 施設の管理を安定して行う能力を有すること

ウ 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 施設の効用を最大限発揮するものであること

オ 施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること

カ その他市長が定める基準

(3) 審査基準

指定の基準	審査項目	配点
1 市民の平等な利用を確保するものであること	(1) 管理運営の基本的な考え方(公の施設及び指定管理者制度への理解、施設の設置目的の理解、使用許可及び使用制限等に関する基本方針)	5 点
2 施設の管理を安定して行う能力を有すること	(1) 同種の施設の管理実績 (2) 団体の経営及び財務状況 (3) 管理運営の執行体制 (4) 必要な専門職員の配置 (5) 業務移行体制の整備 (6) 従業員の管理能力向上策 (7) 施設の維持管理の考え方 (8) 設備及び備品の管理、清掃、警備等 (9) 設備・備品等の設置業務	5 5 点
3 施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと	(1) 関係法令等の遵守 (2) リスク管理及び緊急時の対応	1 0 点
4 施設の効用を最大限発揮するものであること	(1) 使用時間、休館日の考え方 (2) 利用料金の設定及び減免の考え方 (3) 施設利用者への支援計画 (4) 施設の利用促進の方策 (5) モニタリングの考え方 (6) 自主事業の効果的な実施 (7) 多目的室の企画	7 0 点
5 施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること	(1) 収入支出見積の妥当性 (2) 市の維持管理経費を縮減する方策	1 5 点
6 その他市長が定める基準	(1) 市内産業の振興(本店等所在地等) (2) 市内業者の育成(再委託費総額に占める市内業者への再委託費の割合) (3) 市内雇用への配慮(施設従事者に占める市内に住所を有する者の割合) (4) 障害者雇用の確保(団体の障害者雇用率の達成度等) (5) プロスポーツ・団体との連携、トップレベルの競技大会の開催 (6) アイススケート競技の普及の方策 (7) ネーミングライツ導入への協力	4 5 点
合 計		2 0 0 点

(注1) 「2 (1) 同種の施設の管理実績」及び「6 その他市長が定める基準」の各審査項目を除き、上記の審査項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外となります。

(注2) 「6 (4) 障害者雇用の確保」に限り、応募内容により減点となる場合があります。

11 関係法規

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- (1) 千葉アイススケート場設置管理条例
- (2) 千葉アイススケート場管理規則
- (3) 地方自治法
- (4) 建築基準法
- (5) 都市計画法
- (6) 駐車場法
- (7) 消防法
- (8) 公衆浴場法
- (9) 千葉市行政手続条例（平成 7 年千葉市条例第 4 0 号）
- (10) 千葉市個人情報保護条例（平成 1 7 年千葉市条例第 5 号）
- (11) 千葉市暴力団排除条例（平成 2 4 年千葉市条例第 3 6 号）
- (12) 千葉市情報公開条例（平成 1 2 年千葉市条例第 5 2 号）
- (13) 千葉市新港経済振興地区建築条例（平成 1 3 年千葉市条例第 4 2 号）

その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

12 その他

- (1) 業務の継続が困難となった場合の措置

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

- イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務の継続の可否について協議するものとします。

業務の継続が不能となった場合には、双方協議の上、協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

- ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、第 2 順位、第 3 順位の法人等と、次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(2) 使用時間に関する提案

応募者は、使用時間に関して提案書様式第17号を作成する際は、「管理運営の基準」で定める基準のほか、現指定管理者の提案による現在の使用時間も参考としてください。

【現在のアイススケート場使用時間】

- ・個人使用（平日）：午前9時～午後8時
- ・個人使用（土日祝日）：午前9時～午後6時
- ・専用使用（平日）：午後8時15分～翌朝午前8時45分
- ・専用使用（土日祝日）：午後6時15分～翌朝午前8時45分

【現在の温浴施設使用時間】

- ・個人使用：午前9時～午後9時
- ・専用使用：午後9時15分～翌朝午前8時45分

(3) 利用料金及び減免に関する提案

応募者は、利用料金及び減免に関して提案書様式第18号を作成する際は、「管理運営の基準」で定める基準のほか、現指定管理者の提案による現在の利用料金及び減免も参考としてください。

【現在の利用料金】

- ・別添「利用料金表」を参照

【現在の減免】

- ・千葉アイススケート場管理規則で定める障害者等は半額
- ・市民の日（10月18日及び直近の土曜日・日曜日）における施設の個人利用料金を無料
- ・県民の日（6月15日）における施設の個人利用料金を無料
- ・千葉市教育委員会が配布する「ふれあいパスポート」を提示する市内在住在学の全小・中学生の利用料金を無料（4月～10月の第2土曜日・第4土曜日と11月の第1土曜日・第3土曜日に実施）
- ・市が主催等するイベントへの無料券提供（QVCマリニフィールドで開催される千葉市スペシャルデー（千葉ロッテマリーンズ公式戦）へ40名分提供、フクダ電子アリーナで開催されるホームタウン千葉市デー（ジェフユナイテッド千葉公式戦）へ20名分提供等）

また、回数券及び定期券の導入を提案する場合には、使用期限（期間）を指定期間に限定するか、平成36年度以降に使用された場合は以降の指定管理者に補償を行うものとするかのいずれかについて提案書に記載してください。

(4) 施設の利用促進に関する提案

応募者は、利用促進に関して提案書様式第20号を作成する際は、「管理運営の基準」で定める基準のほか、次に掲げる事例を参考に広報及びプロモーション活動に関する具体的方策を提案してください。また、新規施設利用者獲得等の具体的方策があれば提案してください。

- ア 市政だより原稿作成・掲載の依頼
(掲載を依頼する場合は、市と事前に協議し、指示に従うこと。)
- イ 施設案内リーフレットの作成・配布
- ウ 必要に応じて、情報紙、各事業のチラシ等の作成・配布
- エ 事業報告書又は事業概要等、本施設の業務等を紹介する資料の作成・配布
- オ 本施設に直結しているバス車体への広告(ラッピングバス)
- カ 懸垂幕によるスケート教室、競技大会等の催事案内

(5) 市が支出する維持管理経費の縮減に関する提案

応募者は、市が支出する維持管理経費(修繕費等)について「管理運営の基準」で定める基準を上回る方策について、提案書様式第27号に記載してください。

(6) プロスポーツ団体との連携、トップレベルの競技大会の開催に関する提案

応募者は、市民がトップレベルの競技者を観る機会が拡大するような、プロスポーツ・団体との連携やトップレベルの競技大会の開催に関する具体的内容及び効果について方策があれば提案書様式第31号に記載してください。

(7) アイススケート競技の普及に関する提案

応募者は、アイススケート競技の普及の具体的方策があれば提案書様式第32号に記載してください。

(8) ネーミングライツ導入への協力に関する提案

応募者は、市がネーミングライツを導入する際に、次に掲げる例のような命名権者獲得のために協力できる具体案があれば提案書様式第33号に記載してください。

- ア 施設無料券の提供
- イ 施設パンフレット広告スペース提供
- ウ 施設ホームページのバナー広告無料提供
- エ 施設内物販の提携

(9) 設備・備品等の設置(更新)に伴う休業について

応募者は、提案書様式第34号から第36号までの収支予算書を作成する際は、設備・備品等の設置(更新)を想定し、次に掲げる設置(更新)費用及び営業的損失を計上してください。

なお、この設備・備品等の更新費用及び営業的損失の計上については、指定期間中のリスクを想定したものであり、当該期間の全館休業及び設備・備品等の更新を応募者に義務付けるものではありません。

- ア 設備・備品等の新規設置を提案する応募者にあつては、設備・備品等の設置費用、指定期間当初3か月間の全館休業に伴う減収等
- イ 既存の設備・備品等の継続使用を提案する応募者にあつては、指定期間中の設備・備品等の更新(入れ替え)を想定した、設備・備品等の更新費用、任意の年度における3か月間の全館休業に伴う減収等

(10) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(11) リスク分担に対する方針

協定締結に当たり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。（○が主負担、△が従負担を示します。）

種 類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
法令等の変更	消費税及び地方消費税等の税制度の新設及び変更に伴う管理運営費の増大		○
	上記以外の本事業に直接影響する法令等の変更	○	
業務の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	業務の実施に必要な許認可取得の遅延等（千葉市が取得するもの）	○	
	上記の以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
計画変更	事業内容の変更＊	○	△
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷等	指定管理者の責めに帰すべき場合、指定管理者が設置した設備・備品等が損傷等をした場合又は修繕費用が1,000千円以下の場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動＊	○	△
	上記以外の場合		○
利用者への対応	施設の瑕疵等、施設所有者の責めに帰すべき場合	○	
	上記以外の場合		○
第三者への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害		○
設備・備品等設置業務	指定管理者が行う設備・備品等設置業務に関するもの（設置期間の営業的損失、工事に伴う損害等）		○
市場変動	利用者数の変動に伴う売上げの変動に関するもの		○
物価変動	インフレ、デフレ又は公共料金の変動に関するもの		○
金利変動	金利の変動に関するもの		○

＊ 公の施設において行う事業は、毎年度の予算や実施方針の変化により変動することがあります。その場合、指定管理者は市と協議の上、適切な範囲についてリスクを負担することがあります。

<募集要項等に対する問合せ先>

千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（8階）

電話043(245)5969 FAX 043(245)5994

Eメール sports.CIL@city.chiba.lg.jp